

## 上田公長の落款に関する分析とその分類

——大阪市立美術館所蔵作品を中心として——

柴田就平

はじめに

上田公長は、大坂を中心に活動した呉春門下の画家である。天明八年（一七八八）、大坂船場の木綿問屋六代目阿波屋忠次郎の長男として生まれた公長は、師承関係には諸説あるが、呉春に学んだ後、大坂へ帰坂して四条派の作風を広めている。公長は、四条派の作風と一般的に言われる写生的要素の強い作品を制作する一方で、文人画的要素の強い作品を制作した画家であった。また俳画を制作するなど幅広く活動していた。

数多くの門人を抱えていたとされ、天保五年（一八三四）刊行の『公長画譜』の序文に、門人の浅羽章齋が記したところによると、数多くの門人を抱え、教える暇がないために画譜を刊行するに至ったという。また、弘化二年（一八四五）刊行の『新撰浪華名流記』や安政三年（一八五六）刊行の『浪華名流記』などの大坂の画家を紹介した当時の諸文献を紐解くと、公長の門人や門人と思しき画家を数多く見出すことができると。このことから、公長系の四条派画家は、大坂において最も支持された画家集団であったと推測できる。このように、公長は特筆すべき画家であるにもかかわらず、これまでほとんど研究が行われてこなかった。そこで本稿では、大阪市立美術館が所蔵する上田公長の作品とその落款

を採り上げて考察してみたい。まず、公長の本画に捺された印章や署名について精査し、それらを分類した上で、印章や署名の時代変遷について検討する。そして、その変遷が作品制作にどのように反映しているのかを考察する。なお、版本ではあるが、『公長画譜』に掲載された印影についても検討の対象とする。

### 一、落款

公長の印章や署名にはさまざまな種類があるため、分類によって検討することで、落款の変遷がある程度明らかにできるのではないかと考える。ここでは主として公長作品における印章と署名の関係性について考察する。

#### (1) 印章

上田公長の印章としては九種類が確認できる。その中でも、本画に捺された印章は八種類あり、「公長」の白文橢円印（以下印Aとする）、「公長之印」の白文方印（以下印Bとする）、「水雲閑人」の白文長方印（以下印Cとする）、「タキ戯」（カ）の白文方印（以下印Dとする）、「公長」の白文橢円印（以下印Eとする）、「有秋」の白文円印（以下印Fとする）、「公長」の白文橢円印（以下印Gとする）、「白窓居士」の白文方印（以下印Hとする）となる。また、本画に使用されたものではないが、天保五年（一八三四）刊行の『公長画譜』の「地」の巻に掲載された「既白居士」の白文方印（以下印Iとする）もある。それらの中で、「公長」

の二文字で構成されたものとして、印A、印E、印Gの三種類があり、時代ごとに使い分けていたことを推測させる。では、印Aから印Iのそれぞれの印章について考察してみたい。

印Aにおいて、「公長」の字体は同一であるが、印の四隅の形状が異なるものがある。例えば、《大黒図》(図1)の印影(図1-1)と《柿に猿図》(図2)の印影(図2-1)を比較すると、《大黒図》の印の四隅の欠損や磨耗が激しく、《柿に猿図》の印影より一回り小さく、より円形に近くなっていることが指摘できる(図3)。そこで、それぞれの印影を照合したところ、《大黒図》の印影が太く、少し明確ではないところがあるものの、ぴったりと符合しており、同一の印章であると位置づけられる。このことから、《柿に猿図》が制作された後に、《大黒図》が制作されたことが判明する。なお、印Aを使用した作例として、他に《高砂図》や《雨中山水図》、《初郭公花賣老人》、《ほうだら図》、《松竹梅図》が挙げられる。

次に印Bについて考察する。《梶の葉と毬図》(図4)の印影(図4-1)と《えびす図》(図5)の印影(図5-1)に見られる「公長之印」とを比較する。印影が明瞭ではないことから、図6のように、各所で異なる点が見られる。しかし、この二つの印影を照合すると、文字の位置関係がそれぞれ一致しており、同一の印章が使用されていると考えられる。また、天保五年(一八三四)刊行の『公長画譜』の「地」の巻に収録された公長の印影にも印Bを見出せることから、印Bは天保五年(一八三四)の時点で、既に使用されていたことが明らかとなる。なお、印Bが使用された作例として、《時雨墨黛図》や《立雛図》、《梶の葉と毬図》、

《八幡公出陣図》、《人物図》、《薩埵富士図》、《雪中山水図》、《具足に競べ馬図》、《水車図》、《さぎ図》、《人物図》(記述の《人物図》とは異なる作品)を挙げることができる。

印Cを使用した《出山釈迦図》(図7)の印影(図7-1)について検討する。例えば《菖蒲植図》の印影と比較したところ、印Cを使用した作品について同一印であることが明らかとなる。そのため、印Cにおいても印Bと同様に同一の印章が使用されたものとみて間違いない。中でも《太夫図》や《蟹子復讐之図》に使用された印影は、「人」の左側の欠損がなく、印章の使用が初期のものであったと推測させる。印Cを使用した作例として、他には《芭蕉涅槃》や《猿廻しの図》、《鬼の片腕図》がある。

印Dは二作品のみに確認できるものであり、《山水図》(図8)の印影(図8-1)のようなものである。《蛙図》にも使用されるが、同一の印章によるものであると確認できる。使用される頻度は、印Aや印Bと比較して少ないことから、極めて少数の作品において使用されたと推測できる。

印Eは、《草花図》(図9)において使用された印影(図9-1)の種類である。紙に捺されたものであることから、基準となる印影として位置づけられる。絵絹に描かれた《狼図》(図10)で使用された印章(図10-1)と比較すると(図11)、《狼図》の印影では上下に短くなっており、そのためか、左右の幅では《草花図》の印影に対して間延びしている。しかし、《狼図》の作風は写生的な筆致で破綻なく描かれていることから、公長の真作とみて間違いない。なお、印Eと同様の型を使用し

た印章をみると、紙本による作品、例えば《関羽図》などの印影と比較しても同一である。このことから、絹に捺された印Eは、表装の段階で絹布が引き伸ばされたことよって本来とは異なる印影になったと考えられる。印Eを使用した作例として、他に《月に朝顔図》や《猿図》、三幅対の《浦島太郎 東方朔 三浦大介図》がある。

印Fは、《鯉の瀧登り図》(図12)をはじめ、《朝顔小禽図》や《富貴挿瓶図》に使用されたものであり、すべて同一の印章が捺されている。中でも、《鯉の瀧登り図》の印影(図12-1)は、他の印Fよりも丸みを帯びており、左上下の角の部分は他の印影と比較して磨耗や欠損が見られる。そのため、同作品の制作年代は、他の作品よりも時代は下るものと推測できる。

次に、印Gについて考察すると、印Gは《松下喫茶》(図13)においてのみ使用されている。そこで大阪市立美術館所蔵作品以外の作品を精査したところ、他に《寿老人》(図14)(個人蔵)において使用されていることが明らかとなった(図14-1)。《松下喫茶》の印影(図13-1)は、絹糸の歪みが激しく、他の印影と比較することはできない。しかしながら、《松下喫茶》の作風をみると、岩の描写にみられる皴法や松の描写において、公長作品と同一の特徴を見出せる。そのため、《松下喫茶》の印章は、公長の印章であると考えられる。

印Hを使用した作品は《孔雀図》(図15)のみで、管見の及ぶ範囲において他に類例を見ない。また、本作品における公長の筆致は、他の花鳥画と比較して極めて秀逸であり、詳細においては後述するが、公長が時間をかけて制作したことを推測させる。そのため、「白窓居士」とい

う印(図15-1)は、何らかの特別な場合にのみ使用したものではないかと考えられる。

最後に印Iについて。大阪市立美術館所蔵の『公長画譜』の「地」の巻には、印Bが使用されているが、関西大学図書館所蔵の『公長画譜』の「地」の巻(以下関大本とする)に収録された印章は、「既白居士」という印章(図16)を使用したものである。署名は、両者ともに同じ版を用いていると推測できることから、印章の部分のみが変更されたということになる。しかし、関大本に使用された印影は、公長の本画には見出すことができない。そのため、印Iは、本画には使用されず、版本などに限定して使用されたものという位置づけになろう。

## (2) 署名

公長の署名は、主に四種類に分類できる。特に「長」の字に特徴がある。「長」の字の六画目が降が下に長く伸びており、「長」の下部が全体の多くを占めているもの。また、本来八画目は右下へと払われるが、七画目から八画目の入りが直線に下へと伸び、水平気味に右へと向かった後、左下へと払われているもの(以下署Aとする)。例えば、《大黒天図》(図1)での署名(図1-1)や《草花図》(図9)の署名(図9-1)がそれに相当する。この他には、《初郭公花賣図》や《鬼の片腕図》、《山水図》、《関羽図》などが挙げられる。

次に「長」の七画目から八画目が、署Aのように直線に下へと降りず、八画目が左上から右下へ直線に伸び、最後の払いが署Aと同様に左に払っているもの(以下署Bとする)。例えば、《雪中山水図》(図17)の署

名(図17-1)が挙げられる。その他には、《八幡公出陣図》や《猿廻しの図》、《芭蕉涅槃図》などが挙げられる。

「長」の文字の七画目までは署名Bと同様であるが、八画目の払いが左下へは向かわず、右下へと払われているもの(以下署名Cとする)。例えば、《狼図》(図10)の署名(図10-1)や、《出山釈迦図》(図7)の署名(図7-1)を挙げることができる。この他に署名Cによる作例として、《水車図》や《時雨墨窯図》、《雨中山水図》などを挙げることができる。

最後に、署名Cに書体は近いが、署名Cに比べて払いが短い署名(以下署名Dとする)である。《松下喫茶》(図13)の署名(図13-1)や、《梶の葉と毬図》(図4)の署名(図4-1)のような書体の署名である。

以上が公長作品に見られる代表的な署名であり、大きく四種類に分類できるが、特殊な署名として、《柿に猿図》(図2)の印影(図2-1)のように、「長」の下部が曲線的に丸みを帯びた書体となっているものがある。この作品に使用された印影と、他の同型の印影とを比較したところ、同一のものが見出せることから、署名は公長のものであるとみて間違いない。

また、「長」の六画目が直線的に鋭角に跳ね上がっている署名や、「長」の七画目と八画目が直線で極端に太い署名を使用している作品がある。他に作品を見ないことから断定はできないが、公長作品の作風とは異なる点が見受けられることから、贋作の可能性が高い。

以上が公長作品にみられる落款の分類とその考察である。これらの考察結果を踏まえ、印章と署名の関係性をより明確にすべく、一覧にまと

めると次のようになった(表1)。「公長画譜」を含め、公長作品四十三点(表2)を考察した結果、印Dや印Fでは、署名Bから署名Dを使用した作例はなく、印Gでは署名Aから署名Cを使用した作例を見出すことができなかった。

印Bを使用した作品の中には、《鬼の片腕図》のように合作によるものがあるが、賛を寄せた加茂季鷹は天保十二年(一八四一)に亡くなっていることから、印Bは天保十二年(一八四一)までは間違いなく使用されていたことが明らかとなる。加えて、『公長画譜』の「地」の巻には、印Bの印影が掲載されており、天保五年(一八三四)の使用が明らかになることから、最短でも七年間にわたり印Bが使用されていたことになる。

また、印Aは、蒐集画帖『大坂名家肉筆画帖』(関西大学図書館所蔵)収録の公長作品《新清水寺》(図18)において使用される印影(図18-1)と同一であった。この蒐集画帖は、公長が亡くなる嘉永三年(一八五〇)頃に蒐集されたものであると推定されることから、『新清水寺』は、公長晩年の作品といえる。そのため印Aは、公長が亡くなる嘉永三年(一八五〇)

表1

印章	署名			
	署名A	署名B	署名C	署名D
印A	4	1	2	1
印B	3	5	3	2
印C	1	4	2	0
印D	2	0	0	0
印E	2	2	1	2
印F	3	0	0	0
印G	0	0	0	1
印H	0	0	0	1
印I	0	(1)※	0	0

※印Iは関西大学図書館所蔵の『公長画譜』を参照した

表2

番号	名 所	所 蔵	作者	材 質	頁数	法 量	印章	署名
1	高砂図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	96.1×29.4	A	A
2	初郭公花賣老人	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画	一幅	34.8×51.2	A	A
3	大黒天図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	90.8×27.0	A	A
4	ほうだら図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	23.4×41.5	A	A
5	葉鶏頭図扇面	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	扇面額装	20.1×52.3	A	B
6	雨中山水図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	94.0×30.8	A	C
7	鬼の片腕図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	113.4×28.3	A	C
8	松竹梅図	大阪市立美術館	上田公長 呉 春 柴田義重	紙本墨画淡彩	三幅対	各90.2×27.3	A	D
9	柿に猿図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	119.4×27.0	A	特殊
10	人物図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	92.4×28.7	B	A
11	薩埵富士図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	103.8×41.9	B	A
12	具足に競べ馬図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	三幅対	各96.7×31.7	B	A
13	えびす図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	104.8×32.3	B	B
14	八幡公出陣	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	42.3×55.3	B	B
15	立雛図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	89.5×32.6	B	B
16	雪中山水図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	105.9×41.1	B	B
17	『公長画譜』	大阪市立美術館			二冊(天・地)	各25.1×17.9	B	B
18	時雨炭窯図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	110.7×40.0	B	C
19	水車図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	92.0×35.1	B	C
20	さぎ図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	95.0×35.8	B	C
21	人物図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	97.3×34.9	B	D
22	梶の葉と毬図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	108.4×83.3	B	D
23	太夫図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	105.5×19.6	C	A
24	猪図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	88.2×35.7	C	B
25	猿廻しの図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画	一幅	103.7×25.5	C	B
26	芭蕉涅槃図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	42.4×58.0	C	B
27	菖蒲植図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	100.6×30.8	C	B
28	出山釈迦図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画	一幅	81.1×26.7	C	C
29	蟹子復讐之図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	48.7×66.4	C	C
30	山水図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	26.8×51.8	D	A
31	蛙図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画	一幅	24.9×46.2	D	A
32	関羽図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	113.0×27.9	E	A
33	でんでん太鼓図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	額装	41.8×63.2	E	A
34	猿図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	94.5×27.7	E	B
35	草花図	大阪市立美術館	上田公長	紙本淡彩	一幅	104.5×28.8	E	B
36	狼図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	35.5×49.6	E	C
37	月に朝顔図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	41.6×55.6	E	D
38	浦島太郎、東方朔、三浦大介図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	三幅対	各85.6×26.6	E	D
39	朝顔小禽図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	101.2×34.9	F	A
40	鯉の瀧登り図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	130.5×38.3	F	A
41	富貴挿瓶図	大阪市立美術館	上田公長	紙本墨画淡彩	一幅	94.8×27.0	F	A
42	松下喫茶	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	94.3×30.4	G	D
43	孔雀図	大阪市立美術館	上田公長	絹本墨画淡彩	一幅	142.2×86.4	H	D

まで使用された印章と比べてよい。つまり、同じ「公長」の二文字で構成された印章である印Eと印Gは、公長の制作活動の初期から天保十二年（一八四一）の壮年の頃までに使用した印章ではなからうか。年記のある作品を見出せないことから、断定することはできないが、印Gにおいては、署Aや署Bによる作品は見当たらないことから、時代順に並べるならば、印G、印E、印Aという順に「公長」の印章が使用されたものと考えられる。言い換えれば、署Aの書体は、公長の初期の制作活動では用いられなかった書体であるといえよう。なお、印Aを使用した作品は、公長の壮年から晩年にかけての作品であることを考慮すれば、最も数多くの署名を確認できる署Aは、公長が壮年から晩年にかけて好んで使用した書体であったということになる。印Dや印Fなどにおいても、署Aは使用されるが、署Bから署Dにかけての作品が見出せないため、これらの印章は壮年から晩年にかけて使用されたものと位置づけられよう。

次に署Cや署Bに注目すると、印Bや印Cにおいて重点的に使用されていることがわかる。また、天保期を中心に使用していた印Bには、署Aを使用することもあり、これらの作品は、印Bを使用したものの中でも後期に位置づけられる。このことから、印Aと印B、印Cの使用時期は、交わる期間があり、《鬼の片腕図》での印Bの使用の前後に印Bから印Aへと移行する過渡期に差し掛かったと推測できる。いずれによせ、印Aが最も時代が下り、その少し以前が印Bや印Cが使用されたことになる。そして、印E、印Gへと時代が遡ると考えられる。印Dや印Hについては、作品数が少なく判断し難いが、印Gを使用した作品《松下喫

茶》や《寿老人》などの書体が署Dであり、署Cと近い書体である点などを踏まえると、印Dや印Hは、公長の初期から壮年にかけての作品に用いられたと考えられる。

また、制作年が明確なものとして『公長画譜』に掲載された印Bの印影があるが、署Bの書体によるものであることから、天保五年時点で署Aへの移行はなされていなかったものと考えられる。

印章の考察により、時代ごとに変遷していく様子を垣間見ることができた。しかし、署Dについては、印Aや印Gにおいても見受けられることから、公長には何らかの意図があったと推測できる。そこで次に、公長が署Dを使用した作品を挙げ、それらの特徴について考察することで、署Dの使用における公長の意図を検討する。

## 二、落款と作品の関係性

署Dを使用した作例として、呉春や柴田義董との三幅対《松竹梅図》や《梶の葉と毬図》、《月に朝顔図》、《松下喫茶》、《孔雀図》などが挙げられる。これらの作品の中でも、《松竹梅図》は中幅を呉春、右幅を柴田義董が手掛けている。公長はこの作品において、印Aを使用しており、また、印影の四隅は丸みを帯びていることから、後期の作品と比べてよい。このことから、公長が本作品を描いたのは、呉春や柴田義董が亡くなってから本作品を制作したということになる。そのため、本作品に使用される印章は印Aであるものの、晩年によく使用する署Aではなく、署名の書体をあえて署Dにした可能も考えられる。

また、特徴的な点として、署Dに属する作品のほとんどが軽快な筆致による描写というのではなく、極めて精緻に写生的に描こうという画家の制作態度が見られる点であろう。四条派画家である上田公長にとって写生的な作風で描くことは当然のことであるが、署Aを使用した作品には、淡白で軽快な筆致による作品が数多く描かれる。署Dに位置づけられ、文人画的な要素が強い作品として《松下喫茶》がある。この作品に描かれる岩の描写は披麻皴による描写であり、公長がよく文人画風の作品を描く際に使用する描法で描かれている。そして、岩の上部に配された松の描写は、公長が描く松の描写の中でも丁寧に描かれている。このように文人画風の作品においても、署Dを使用しているが、公長が描く文人画的な作品の中でも、本作品は精緻に描かれているといつてよい。

その一方で、《孔雀図》(図15)は、円山派や四条派の作風を伝える作品といえる。本作品において使用された印章は印Hであり、この印章は本作品のみに見られる印章である。《孔雀図》の細部に目を移すと、孔雀の羽の藍の顔料(図15-2)は、他の公長作品の中でも厚く塗られており、藍以外の顔料も同様に厚く塗られている。羽や頭部の描写(図15-3)には随所に金泥が使用され、鮮やかな孔雀の描写となっている。また、背景の牡丹の胡粉や牡丹の茎や葉(図15-4)に使用された顔料も孔雀同様に厚く塗られている。このような顔料の厚さや絵絹の大きさなど考慮すると、よほどの富裕層からの注文であり、公長が他の作品以上に力を入れて描いたものと推測させることから、印Hの使用は、公長にとっても特別な意味を有していたものと考えられる。そして、本作品において使用されたのは署Dであった。つまり、三幅対での署Dの使用

は、公長にとって特別な意味を有していたため、署Dを使用しており、三幅対の場合、呉春や柴田義董といった先学の作品に対する配慮があったのかもしれない。

また、署Cにおいても写生的要素の強い作品に使用されていることから、公長は、写生的な作品を制作する際、署Dや署Cといった行書体に近い書体を選んで署名したのではなからうか。時代が下り、署Aを使用するようになることで、この署名の使い分けはより明確になっていったと考えられる。《新清水寺》(図18)で使用された署名(図18-1)は署Dであり、本作品は、名所を写生的に捉えて描写しようとする意図で制作されていることから、本作品においても、晩年ではあるが署Aではなく署Dを使用したと考えられる。

#### おわりに

以上のことから、上田公長には、九種類の印章と概ね四種類の署名があることが明らかとなった。署名においてはごく少数、四種類の分類に属さないものがあるが、印影の確認や筆致の考察の結果、真作であると判断できる。また、公長は、作品を制作する上で、印章を使い分けていたことが判明する。壮年から晩年においては、「公長」の白文楕円印を多用し、天保期頃には「公長之印」の白文方印を使用している。「公長」の二文字で構成された印章は他に二種類あることから、公長にとって「公長」の二字で構成された印章は、一生涯にわたり使用し続けたものであったと推測させる。

また、署名においては、写生的作風で制作する際、そして、作品に特別な意味を付与する際、書体を作品に合わせて書き分けていることが指摘できた。文人画的な作風においては草書体である署Aを使用する一方で、写生的な作風においては行書体に近い署Cや署Dのような書体を使用しているのである。

一作品のみの落款があり、断定することはできないが、今後、新出資料の発見によって、さらに詳細な作品の時代変遷が明らかになると同時に、落款の変遷も詳らかになっていくものと考えられる。

#### 【付記】

本稿は、平成二十年度大阪市立美術館インターシップ制度の成果をまとめたものである。なお、作品調査に際し、大阪市立美術館の秋田達也学芸員および同館学芸員の方々に大変お世話になった。ここで改めて感謝を申し上げます。



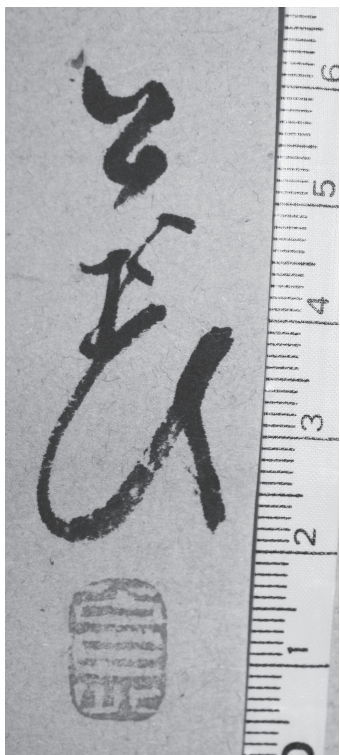


图 2-1 柿に猿图 (落款)



图 2 柿に猿图



图 1-1 大黒天图 (落款)



图 1 大黒天图

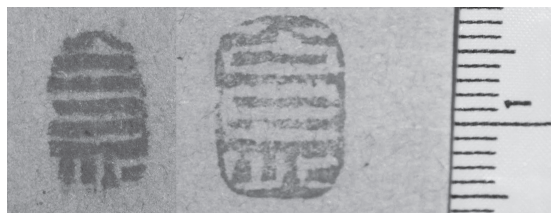


图 3 左《大黒天》印影 右《柿に猿》印影图



図5-1 えびす図 (落款)



図5 えびす図



図4-1 梶の葉と毬図 (落款)



図4 梶の葉と毬図



図6 左《えびす図》印影 右《梶の葉と毬図》印影



图8 山水图



图8-1 山水图 (落款)

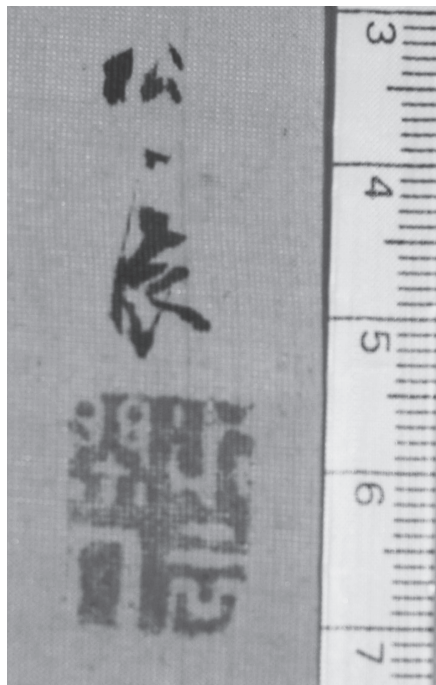


图7-1 出山积迦图 (落款)



图7 出山积迦图

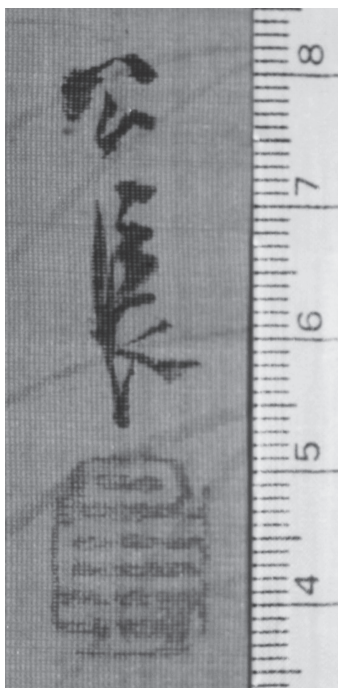


图10-1 狼图（落款）



图10 狼图



图11 右《草花图》印影 左《狼图》印影

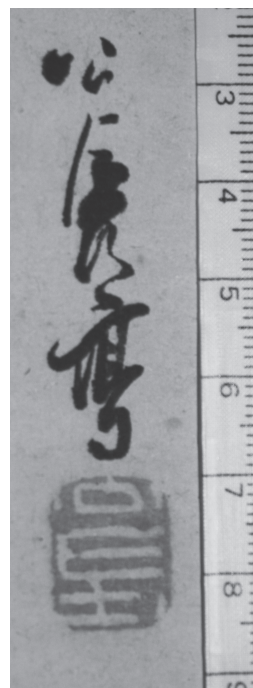


图9-1 草花图（落款）



图9 草花图



図13-1 松下喫茶（落款）



図13 松下喫茶



図12-1 鯉の瀧登り（落款）

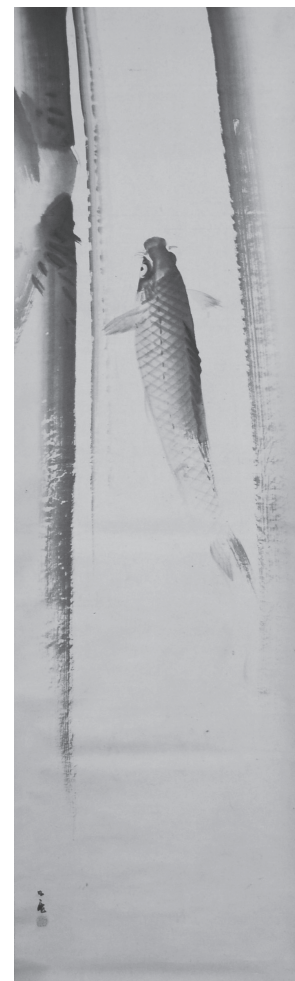


図12 鯉の瀧登り図

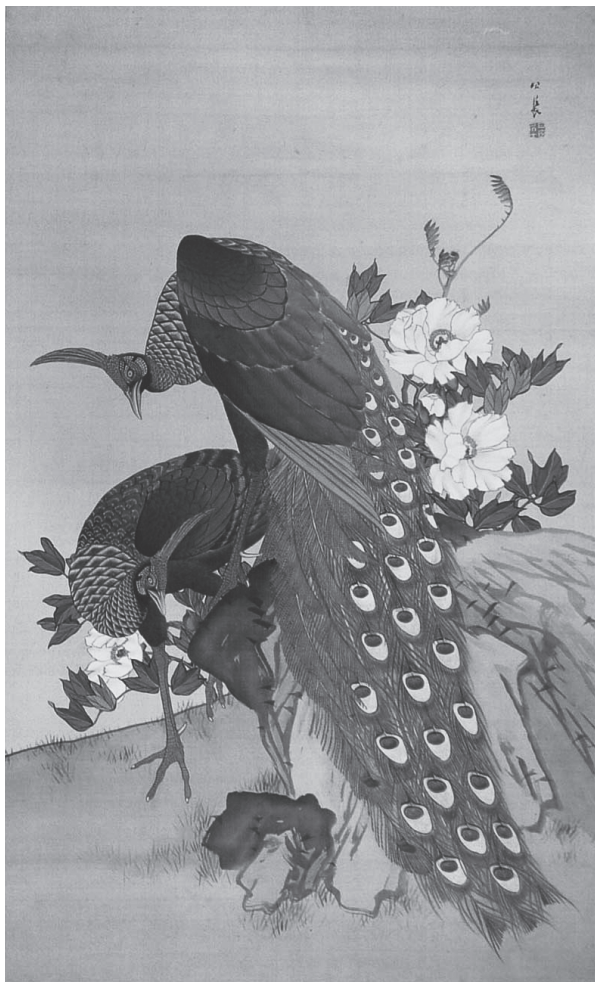


图15 孔雀图



图14-1 寿老人 (落款)



图14 寿老人 (个人藏)



图16 『公長画譜』(天保版)「地」  
(関西大学図書館所蔵)



图15-2 孔雀図(部分拡大)



图15-3 孔雀図(部分拡大)

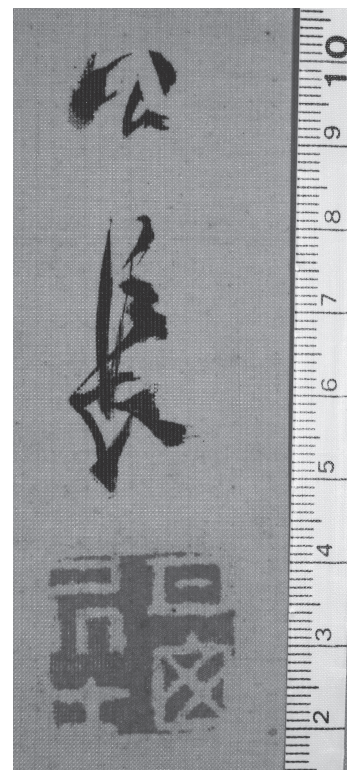


图15-1 孔雀図(落款)



图18 新清水寺（落款）



图18 新清水寺『大坂名家肉笔画帖』所収  
（関西大学図書館所蔵）

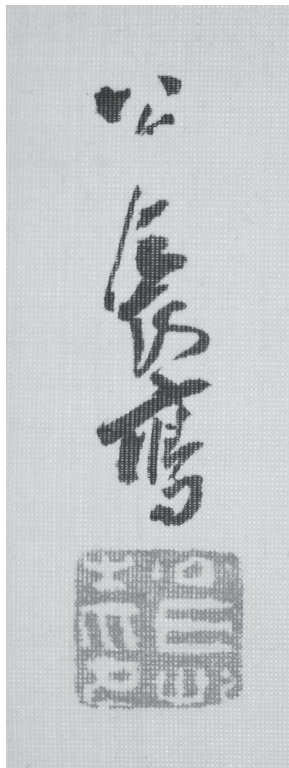


图17-1 雪中山水图  
（落款）

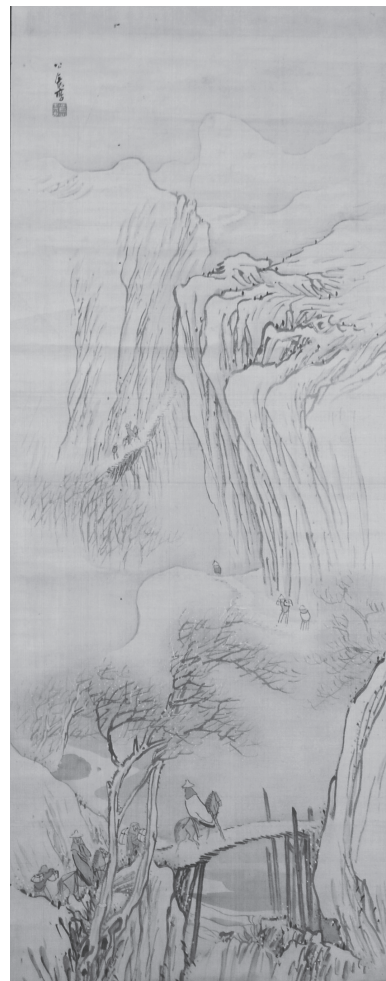


图17 雪中山水图